

経営状況分析申請にあたってのQ & A

はじめに

今回は、財務諸表作成上の留意事項をお休みさせていただきます。弊社へ申請いただいた皆様からよくいただく、質問または要望についてお答えしたいと思います。ご不明の点などがありましたら、弊社までお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

1. 経営状況分析センターに申請をすると、昨年まで財団法人建設業情報管理センター(以下、「財団」と記します)に申請していた場合に比べ、財務諸表の内容について質問されたり、確認資料を求められるケースが多々あります。財団よりも審査方法が厳しいのではないですか？

平成16年3月の建設業法施行規則の改正により新設された、第21条の6「経営状況分析の実施基準」の第2項により、各分析機関は、経営状況分析の実施に当たり、申請書および財務諸表等に記載された内容が国土交通大臣が定める各勘定科目間の関係、各勘定科目に計上された金額等に関する基準に照らし、真正なものでない疑いがあると認める場合においては、国土交通大臣が定める方法によりその内容を確認することとされました。したがって、申請書類が「国土交通大臣が定める基準」に該当する場合には、皆様に対し内容を質問させていただいたり、確認資料の提出をお願いすることになります。

なお、この「国土交通大臣が定める基準」については、各経営状況分析機関に対し通達が出されていますので、同一の申請書類であれば、弊社に限らず、財団その他どの経営状況分析機関に申請しても、同様の質問および確認資料の提出を求められることとなります。「国土交通大臣が定める基準」の内容が具体的にどのようなものかについては、同通達により非公開とされていますのでお答えすることはできません。あらかじめご了承ください。

2. 経営状況分析センターに申請すると、財務諸表に関する質問や追加の確認資料の依頼などが頻繁にあります。質問や追加資料の提出なしに分析を行っていただくわけにはいきませんか？

前記の「国土交通大臣が定める基準」に該当する場合のほか、建設業法施行規則の様式にしたがっていない可能性がある場合、本来一致すべき財務諸表の数値が一致していない場合(資産合計と負債資本合計が不一致である場合など)や、特定の勘定科目の金額が異常に多額である場合、また、記入漏れや記載ミス、提出書類に不備がある場合などについては、内容を確認するために、質問させていただいたり、追加で資料の提出をお願いすることがございます。申請に当たっては財務諸表の内容や、提出書類に不備がないよう、今一度ご確認のうえ提出いただきますようお願い申し上げます。

また、法人税申告書、税務決算書および勘定内訳明細書等をあらかじめ提出いただきますと、これらの書類だけで内容を確認することができる場合には、お問い合わせをせずに済む場合もございます。

なお、弊社では今般、「エクスプレスコース」で申請いただいた場合には、処理の迅速化のために法人税申告書、税務決算書、勘定内訳明細書も同時に提出していただくことにいたしましたので、ご協力をお願いいたします。

3. 申請書類を提出したあとに、財務諸表の内容に誤りがあることに気がついた場合はどうすれば良いですか？ また、結果通知書が届いたあとに、誤りに気づいたときはどうですか？

財務諸表などの内容に誤りがあることに気づいた場合には、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。また、訂正後の申請書類を再提出していただきます。訂正の内容によっては、訂正の理由等を確認させていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

おわりに

建設業法施行規則の改正後、経営状況分析の取扱い、以前と比較して厳しいものになりました。弊社においてもできるだけ皆様のお手間をとらせないよう、迅速かつ適切に分析を進めていく所存でございますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

財務諸表作成上の留意事項(その3)

消費税の会計処理

はじめに

弊社に経営状況分析を申請いただいた財務諸表のうち、誤りが多く、修正をお願いした事項の中で、特に事例が多かった事項について解説します。今回は、消費税の会計処理方法についてです。ご不明の点などがありましたら、弊社までお問合せ下さいませようお願い申し上げます。

なお、本文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ、お断りしておきます。

1. 消費税の会計処理方法

消費税の会計処理方法については、税込方式と税抜方式という、ふたつの会計処理方法が考えられます。

税込方式

課税売上に伴って預かる消費税および課税仕入に伴って支払う消費税を元の課税売上または課税仕入を行った勘定科目に含めて処理する方法です。

税抜方式

消費税額については元の勘定科目とは別に、預かったときは「仮受消費税(または預り消費税)」、支払ったときは「仮払消費税」に計上しておき、決算時点でこれを相殺し、消費税の納付が発生するときは「未払消費税」、還付となるときは「未収消費税」とする方法です。仮払消費税と仮受消費税を相殺した額と、実際に納付する(還付を受ける)金額とに差額がある場合、当該差額が損失である場合には、「租税公課」に、利益である場合には「営業外収益のその他(雑収入)」に計上するのが一般的です。

申請いただいた財務諸表の中には、仮払消費税と仮受消費税を両建て計上したままのケースが多く見受けられますが、この場合には、両者を相殺し、未払消費税または未収消費税を計上するように修正をお願いしております。

会計理論的には、消費税額は、元の課税売上および課税仕入とは別個のものであり、したがっ

て、税抜方式で会計処理を行うのが本来の処理方法です。建設業法施行規則もこの考え方によっており、財務諸表は税抜方式によることとされていますので、申請書類に添付していただく財務諸表も税抜方式で作成していただく必要があります。

もし、税務申告書に添付されている決算書が税込方式で作成されてしまっている場合には、これを税抜方式で作成しなおして申請していただく必要がありますが、この手続きは非常に複雑になりますので、決算前に顧問税理士と十分な打ち合わせを行っていただき、法人税申告のための決算も、あらかじめ税抜方式によって作成しておいてもらうことをお勧めします。

2. 免税事業者の場合

前述のように、消費税の会計処理は、理論的には税抜で行うべきものですので、免税事業者の場合にも、本来的には税抜方式で作成すべきものと考えます。ただし、国土交通省からの通達により、免税事業者の場合には、税込方式の財務諸表でよいことになっています。

この場合には、消費税の会計処理方法の記載上、「税込方式(免税事業者)」と明記していただく必要があります。

なお、行政庁によっては税抜方式ではなく、必ず税込方式によるよう指導されること、また、逆に免税事業者であっても必ず税抜方式によるように指導されることもあるようです。したがって、免税事業者の場合には、事前にどちらの方式の財務諸表を作成すべきなのかについて、必ず所轄の各行政庁に確認していただくようお願いいたします。

おわりに

個人事業者の確定申告も3月15日に終わり、これから個人事業者の申請も多くなると考えられます。消費税の処理については、上記によって申請していただければ、弊社の審査手続もスムーズに進めることができ、分析結果通知書の送付も迅速に行うことが可能となります。

皆様のご協力をお願い申し上げます。